

鹿沼市奨学金貸付申請 収入基準額計算シート

※参考にご使用ください。提出は不要です。

申請者氏名

1 父母等の収入

令和6年中の父母等の収入（いずれも万円未満切捨）を記入してください。

父の収入	万円	母の収入	万円
------	----	------	----

2 収入金額の計算

令和6年中の父母等の収入金額を本市の基準で計算します。上記「1 父母等の収入」で記載した金額を下表に当てはめて計算してください。

(1) 父母等のうち収入金額が多い方

年間収入金額 (万円未満切捨)	所得額 (万円未満切捨)	該当区分に ○を付ける	計算結果 (万円未満切捨)
329 万円以下	0 円		万円
330 万円以上 400 万円以下	収入金額×0.8－262.6 万円		万円
401 万円以上 878 万円以下	収入金額×0.7－222.6 万円		万円
879 万円以上	収入金額－486 万円		万円

(2) 父母等のうち収入金額が少ない方

年間収入金額 (万円未満切捨)	所得額 (万円未満切捨)	該当区分に ○を付ける	計算結果 (万円未満切捨)
65 万円以下	0 円		万円
66 万円以上 163 万円以下	収入金額－65 万円		万円
164 万円以上 180 万円以下	収入金額×0.6		万円
181 万円以上 360 万円以下	収入金額×0.7－18 万円		万円
361 万円以上 660 万円以下	収入金額×0.8－54 万円		万円
661 万円以上 1,000 万円以下	収入金額×0.9－120 万円		万円
1,001 万円以上	収入金額×0.95－170 万円		万円

(1)の結果	万円	+	(2)の結果	万円	=	世帯の所得	万円
--------	----	---	--------	----	---	-------	----

→ ①

3 本人に係る控除

申請者本人に係る金額を控除します。該当するものに○を付けてください。

高校生等 3 5 万円	大学生等 6 7 万円
-------------	-------------

→ ②

4 収入基準額

別表第1「収入基準額表」から基準額を求めてください。

世帯人数	申請の区分（○で囲む）	収入基準額
人	高校生等 ・ 大学生等	万円

→ ③

5 収入基準額の判定

次の計算方法で、「①－② ≤ ③」となる方は、奨学金の貸付が可能です。

収入金額(①の額)		本人控除(②の額)		収入基準額(③の額)
万円	－	万円	≤	万円

計算後の金額

万円

※この判定で「①－② > ③」となった方は裏面へ

6 就学者に係る控除

世帯に申請者以外の就学者がいる方は、別表第2の②に係る額を控除することができます。別表2の②をご覧のうえ、下表に該当者と控除額を記入してください。

氏名	続柄	学校の別（国公立）	学年 （高等専門学校）	控除額
		（ ）		万円
		（ ）		万円
		（ ）		万円
		（ ）		万円
合 計				万円 → ④

ここで再度収入基準額の判定をします。収入基準額以下である場合は、貸付可能です。

①－②の額	－	就学者控除額(④)	≤	収入基準額(③)
万円		万円		万円

※この判定でも計算結果が「①－②－④＞③」となった方は次へ

7 特別控除額

次に該当する場合は、これまでの控除に加え、別表第2の①及び③から⑥までに該当する額を控除することができます。詳細は、教育総務課にご相談ください。

事由（別表2参照）	該 当	控除額
①母子世帯・父子世帯		万円
③障害者（ ）級のいる世帯	人	万円
④長期療養者のいる世帯		万円
⑤主たる家計支持者が別居する世帯	続柄（ ）	万円
⑥災害等の被害を受けた世帯		万円
合 計		万円 → ⑤

ここで再度収入基準額の判定をします。

①－②－④の額	－	特別控除合計(⑤)	≤	収入基準額(③)
万円		万円		万円

計算後の金額

万円	≤	収入基準額(③)
		万円

※控除等の計算は、以上です。

※計算額が特別控除額を算入しても収入基準額（③）の額を超える場合は、本市が定める基準に該当しないため、奨学金の貸付を行うことはできません。